

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【受注者希望型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

委託業務特記仕様書

(本業務の特記仕様事項)

第1条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(目的)

第2条 特定都市河川の指定に当たり、河川指定の区間と実際の河川現況が一致していないものについては、河川法第4条第1項に規定する一級河川の指定、変更または廃止の必要があるため、指定調書を作成することを目的とする。

- 2 指定区間において、告示されている上流端・下流端と現在管理している区間が異なる河川を対象とする。
 - (1) 現状管理している河川の上流端が、告示されている住所と相違がある場合
(ただし、市町村合併・国調などによる住所変更等は除く)
 - (2) 河川事業等により河道の付け替えが行われ、下流端（合流先の河川が変更）が変更している場合
- 3 一級河川那賀川水系桑野川（支川含む）10河川を対象と見込んでいる。
(桑野川、岡川、畑田川、大津田川、堂谷川、蛭地川、北谷川、廿枝川、南川、喜来川)

(業務内容)

第3条 本業務における業務内容は以下の通りとする。

- (1) 計画準備
業務の目的・趣旨を十分に把握した上で、業務内容を確認し、業務計画を立てる。
- (2) 資料収集整理
調書作成に必要な資料を収集する。
- (3) 現地調査
各河川の指定区間について、関係資料に基づき関係機関と現地状況等の確認（写真撮影を含む）を行い、上流端等の所在を決定する。
- (4) 資料作成
必要に応じて、別紙の内容について資料を作成し、取りまとめる。
- (5) 打ち合わせ協議
本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、成果物の納入時の計7回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。着手時及び完了時は、管理技術者が立会するものとする。

(その他)

第4条 本業務の実施にあたり、仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

(成果品)

第5条 成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については、監督員と協議の上、作成するものとする。

- (1) 業務報告書 A4版 2部
- (2) 電子媒体（正・副） 2部

(別 紙)

一級河川の指定等に必要な調書(都道府県提出分)

- 1 一級河川指定等河川別総括表(別記様式-1)
- 2 一級河川指定等河川別調書(別記様式-2)
- 3 一級河川指定等河川概要図
- 4 画像
- 5 登記簿謄本及び公図
- 6 別記様式-2の添付資料及びその他参考となる図書
- 7 都道府県管内図

※提出部数については、所轄の地方整備局(北海道にあっては北海道開発局)と調整されたい。

【留意事項】

今般、一級河川を指定するにあたり、どのようなものを一級河川に指定しているのかが分かりづらい等のご指摘がなされているため、下記の視点に留意すること。

一級水系に係る河川の区間のうち、**河川の形状、流域の地形、土地利用の状況等から一河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で次の①～⑤のいずれかに該当するもの**

- ①河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要があること
- ②当該水系の河川の流量水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われること
- ③整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等があること
- ④河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間
- ⑤その他、既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により河川の名称、上下流端の変更又は廃止等が生じるもの

なお、河川の名称変更については、地元からの要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行うものとする。

(社会資本整備審議会河川分科会了解事項)

一級河川の指定等に必要となる調書作成要領

1. 一級河川指定等河川別総括表（別記様式-1）

①河川種別

- ・現在の河川種別を記入すること。
- ・河川工事により新規開削された放水路等は、（一級河川）と記入すること。
- ・準用河川の場合は、（ ）書で指定年月日を記載すること。

②指定等の延長

- ・小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで記載すること。
- ・延長減及び廃止の場合は、計数の頭に△を記載すること。
- ・延長増又は延長減の場合は、増減後の該当河川の総延長を上段に（ ）書で記載すること。

③指定要因

- ・流域内の状況、河川工事、河川使用、その他の別を記載すること。

④関係部局との協議状況

- ・現在の協議状況を記載すること。なお、原則として10月に実施する本省ヒアリングまでに、全ての関係部局との協議を終了すること。

2. 一級河川指定等河川別調書（別記様式-2）

①本調書は指定等の理由単位別に作成すること。

②河川種別

- ・現在の河川種別を記入すること。
- ・河川工事により新規開削された放水路等は、（一級河川）と記載すること。

③河川延長

- ・指定等しようとする河川の延長を記入し、変更の場合は、変更後の総延長を上段に（ ）書で記載すること。

④区間

- ・現区間の欄には、変更又は廃止しようとする河川が告示された時点の地番等及び告示年月日を記載すること。
- ・新区間の欄には、新規に指定しようとする河川及び変更しようとする河川の変更後の地番等（官報告示案）を記載すること。

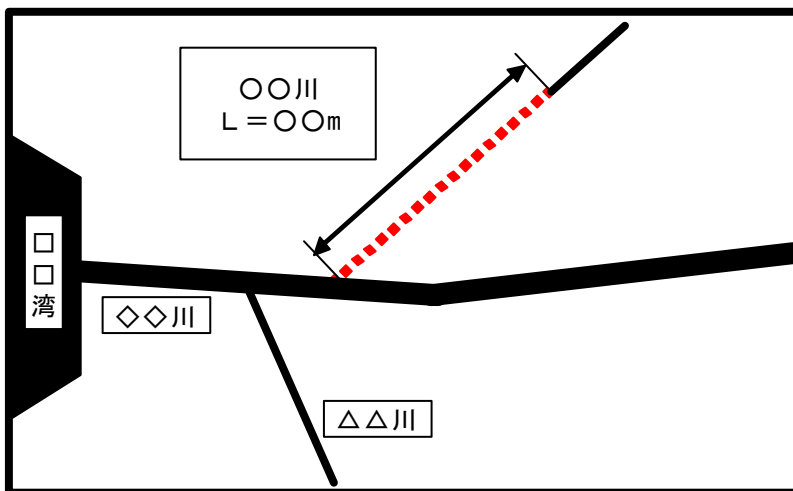
⑤指定等の理由

- ・指定等しようとする理由の概要を指定等が必要となった経緯も踏まえ、流域内の状況、河川工事、河川使用、その他（砂防指定地、地すべり防止区域、港湾区域、漁港区域等との調整。公有水面埋立、導流提等工事との調整）の項目別に記載すること。
- ・上流端の設定の考え方を記載すること。
- ・指定の時期について、明確な理由（放水路等の完成、法定計画との整合性等）を記載すること。

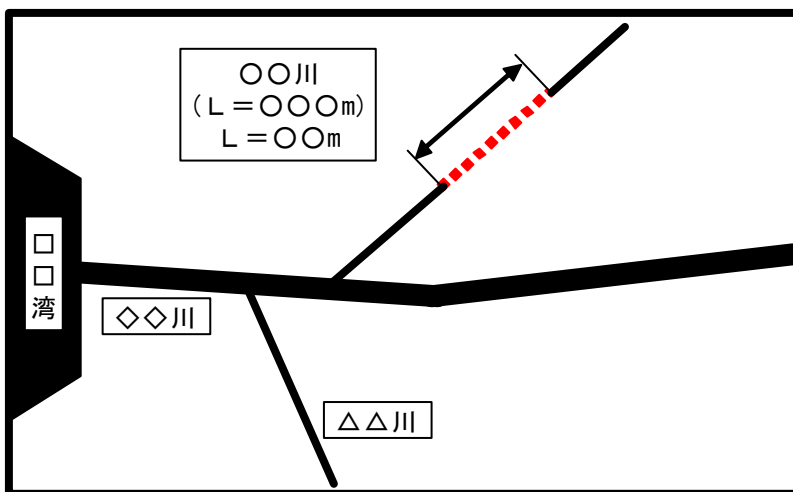
⑥指定等河川の略図

- ・指定等しようとする河川が海に至るまでの間の略図を次の例により表示すること。

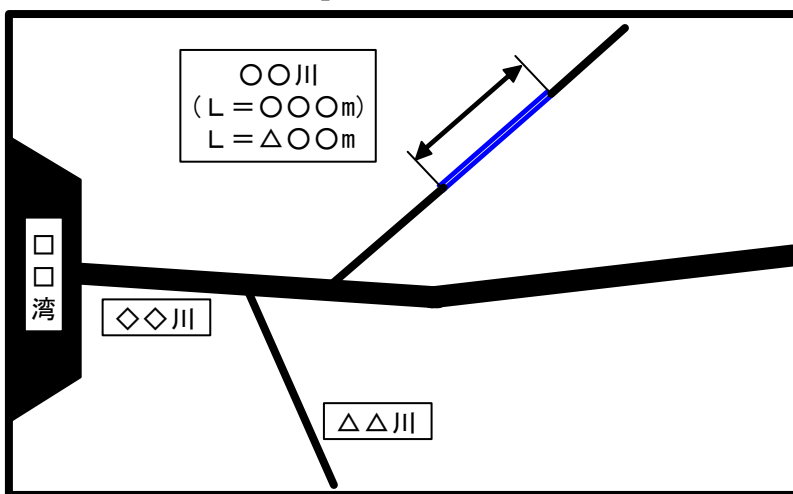
【新規指定の例】



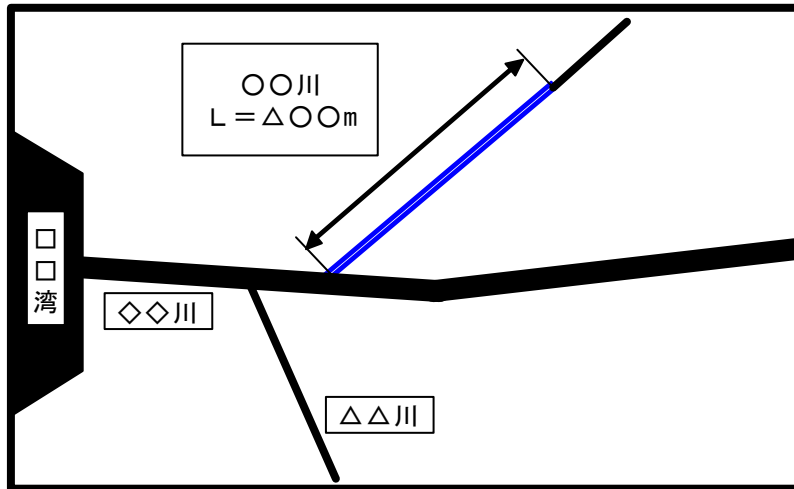
【変更（延長増）の例】



【変更（延長減）の例】



【廃止の例】



⑦流域内の状況

- ・ 指定等しようとする河川の流域について記載すること。なお、同一の理由で2河川以上を指定等しようとする場合は、指定等しようとする河川に係る本川の流域とする。
- ・ 公共建物等名は官公署、学校、病院等名を記載すること。
- ・ 他法令による区域の指定状況は、区域名、指定年月日及び管理者を記載すること。なお、所管部局との協議状況を別記様式-1に記載すること。

⑧指定要因

- ・ 指定等しようとする主な要因の番号に○を付すこと。

⑨内容

- ・ 指定要因の具体的な内容を次により記載すること。
- ・ 廃止又は区間縮小しようとする場合は、旧川の処分等についても記載すること。

○流域内の状況の場合

- ア. 人口の推移（過去10カ年を2年おきに記載）
- イ. 住宅団地、工業団地の造成状況（計画を含む。）
 - ・ 団地名、造成年度、面積、総戸数（企業数）、事業主体、事業費、当該事業と河川の関係等を記載すること。
- ウ. 土地改良事業、土地区画整理事業等の施行状況（計画を含む。）
 - ・ 事業名、施行年度、面積、総戸数、事業主体、事業費、当該事業と河川の関係等を記載すること。
- エ. 普通河川（準用河川）の状態では、河川管理上の支障がある明確な理由
- オ. 添付資料
 - ・ 図面（1/10,000）に事業名、施行区域、面積等を図示し、当該事業と河川との関係を明らかにすること。
 - ・ 開発状況がわかる画像（1事業につき2～3枚）
 - ・ 標準改修断面図、ダム横断面図、放水路等断面図等
 - ・ 事業概要（パンフレット等）
 - ・ 過去の災害発生記録 等

○河川工事等の場合

A河川工事を実施する場合

- ア. 補助事業名又は単独事業の別
- イ. 河川指定年度の予算要求額及び施工内容
- ウ. 全体計画額、工種、工事延長、施行期間等
- エ. 添付資料
 - ・事業概要（パンフレット等）
 - ・全体工程表
 - ・過去の災害発生記録 等

Bダム建設の場合

- ア. ダム名
- イ. 目的
- ウ. ダム緒元
- エ. 総事業費
- オ. 実施計画調査年度
- カ. 建設着手年度（予定を含む。）
- キ. 添付資料
 - ・事業概要（パンフレット等）
 - ・全体工程表
 - ・過去の災害発生記録 等

C放水路等の完成による場合

- ア. 事業名
- イ. 施行期間
- ウ. 事業費
- エ. 通水が可能となる年度
- オ. 放水路等の目的
- カ. 添付資料
 - ・事業概要（パンフレット等）

○河川の使用等の場合

- ア. 使用目的
- イ. 取水量（ / s ）
- ウ. 取水の方法
- エ. 使用者名
- オ. 当該河川及び合流河川の流況・水利使用の状況
- カ. 他法令に基づく事業の認可状況（予定を含む。）
- キ. 添付資料
 - ・事業概要（パンフレット等）
 - ・事業計画平面図 等

○その他の場合

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、港湾区域、漁港区域等との調整。公有水面埋立、導流堤等工事との調整について前記に準じて必要事項を記載すること。

3. 一級河川指定等河川概要図

① 図面のサイズ

- ・原則として1/10,000の図面を使用すること。

② 記入上の留意事項

- ・指定等しようとする河川を緑色の太線で表示し、河川名及び河川延長を記入すること。
- ・指定等しようとする河川の周辺及び下流（今回延長しようとする河川の既指定部分を含む。）の一級河川を青色で表示し、河川名及び告示年月日を記入すること。
- ・河川の流域界を黄色で着色すること。
- ・国立公園等他法令による区域指定がある場合は、ピンク色で表示し、区域名、指定年度等を記入すること。
- ・指定理由との関係がわかるように関連する状況を記入すること。
 - i) 公共建物、住宅団地、工業団地、道路等の位置、名称、造成年度[流域内の状況を主たる指定等理由とする場合]
 - ii) 下流河川（今回延長する河川の既指定部分を含む。）の河川改修状況（事業名、施行年度、区間）
 - iii) 河川工事により法線が変わる場合は、計画法線を緑色の点線で表示すること。
- ・ダム建設の場合は、湛水区域を表示すること。
- ・上流端を橋梁等の特定構造物で告示しようとする場合は、当該構造物等を記入すること。
- ・同一の理由で2河川以上を指定等しようとする場合は、1枚の河川概要図にまとめること。

4. 画像

① 現況画像

- ・草木等を伐採し、指定等しようとする河川の状況が十分確認できる鮮明な画像を用意すること。特に上流端、下流端の状況については、告示案をふまえて各方向から撮影した画像を添付すること。
- ・上流端の位置及び河川使用の場合の取水口の位置を赤色で表示すること。
- ・水の流下方向を矢印で表示すること。
- ・指定等しようとする河川以外（今回延長しようとする河川の既指定部分を含む。）の河川の画像についても、必要に応じて適宜添付すること。
- ・撮影位置図を作成すること。

② 被災状況画像

- ・過去の被災状況等画像を添付する場合は、異常気象名及び被災年月日を明示するとともに、現況画像とは別の撮影位置図を作成すること。

5. 登記簿謄本及び公図

- ・ 上流端の位置の地番等が確認できる土地登記簿謄本及び公図（更正図）を添付すること。
- ・ 上流端の位置を公図に赤線で表示し、告示案となる地番等を着色すること。
- ・ 指定等しようとする河川が国有林野内におよぶ場合は、林班証明書及び林班図（上流端の位置を表示すること。）を添付すること。

6. 都道府県管内図

- ・ 都道府県管内図に指定等しようとする河川について、河川の名称、指定、変更又は廃止の別及び河川延長を記入すること。
- ・ 指定等しようとする河川延長部分を黒色の太線で表示すること。

7. その他の留意事項

- ① 提出資料はA4版大に折り、河川毎に封筒等に入れて河川名を記入すること。ただし、同一の理由で2河川以上を指定等しようとする場合は、1つの封筒等にまとめること。
- ② 必要に応じて、都道府県内部関係部局（農業担当部局、林業担当部局、水産担当部局、港湾担当部局、環境担当部局）及び関係省庁（環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省）の出先機関と事前に調整を図っておくこと。
- ③ 直轄事業に関連して指定等しようとする場合は、事前に地方整備局等と調整を図っておくこと。

別記様式-1

一級河川指定等河川別総括表

都 道 府 県 名

水系名	河川名	河川種別	市町村名	指定等の延長 (km)			指定要因	指定等の理由概要	関係部局との協議状況			
				新規指定	変 更				廃止	部課名	協議日付	協議結果
					延長増	延長減						
〇〇川	△△川放水路	(一級河川)	◇◇市	〇. 〇			河川工事	〇〇事業による放水路工事がR〇に完成したことから新規河川として指定するものである。	〇〇部〇〇課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
									△△部△△課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
									◇◇部◇◇課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
〇〇川	〇〇川	一級河川	△△町	〇. 〇			河川工事	〇〇ダムについてはR〇から実施計画調査に着手しているところであるが、R〇にダム基本計画が策定されたことに伴い、〇〇ダムの影響区間を一級河川として指定するものである。	〇〇部〇〇課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
	◇◇川	普通河川	◇◇村						〇. 〇	△△部△△課	R〇. 〇. 〇	支障なし
									◇◇部◇◇課	R〇. 〇. 〇	協議中 <small>(R〇. 〇終了見込)</small>	
〇〇川	〇〇川	一級河川	△△市			△〇. 〇	河川工事	〇〇事業による河川の切替工事がR〇に完成したことから、一級河川の区間を変更するものである。 (旧川は普通河川として存置→法定外公共物の譲渡を受け△△市が管理予定)	〇〇部〇〇課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
									△△部△△課	R〇. 〇. 〇	支障なし	
									◇◇部◇◇課	R〇. 〇. 〇	支障なし	

一級河川指定等河川別調書

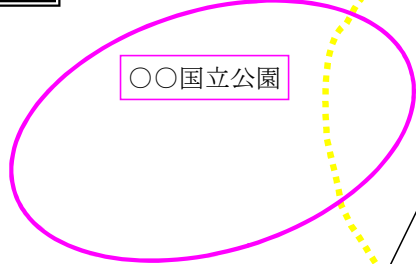
水系名

都道府県名

(フリガナ) 河川名 [河川種別]	河川延長	区 間	
		現 区 間 (告示年月日)	新 区 間
() 川 []	() m	上流端 下流端 (年 月 日)	上流端 下流端
() 川 []	() m	上流端 下流端 (年 月 日)	上流端 下流端
() 川 []	() m	上流端 下流端 (年 月 日)	上流端 下流端
() 川 []	() m	上流端 下流端 (年 月 日)	上流端 下流端
指定等の理由			指定等河川の略図
流域内の状況	① 流域面積 ② 戸数・人口 戸 人 ③ 公共建物等 ④ 他法令による区域等の指定状況		
指定要因	①河川の整備 ②貯留・取水 ③環境・景観 ④河川管理施設の存する区間 ⑤その他		
内容			

一級河川指定等河川概要図 (1/10,000)
〇〇川水系〇〇川

(河川工事等概要)
計画平面図、標準横断面図、標準改修断面図、ダム横断面図、放水路等横断面図を適宜貼付



〇〇川
L = m

砂防指定地
昭和 年 月 日

〇〇川
L = m
昭和 年 月 日
建設省告示 号

〇〇川
(直轄管理)

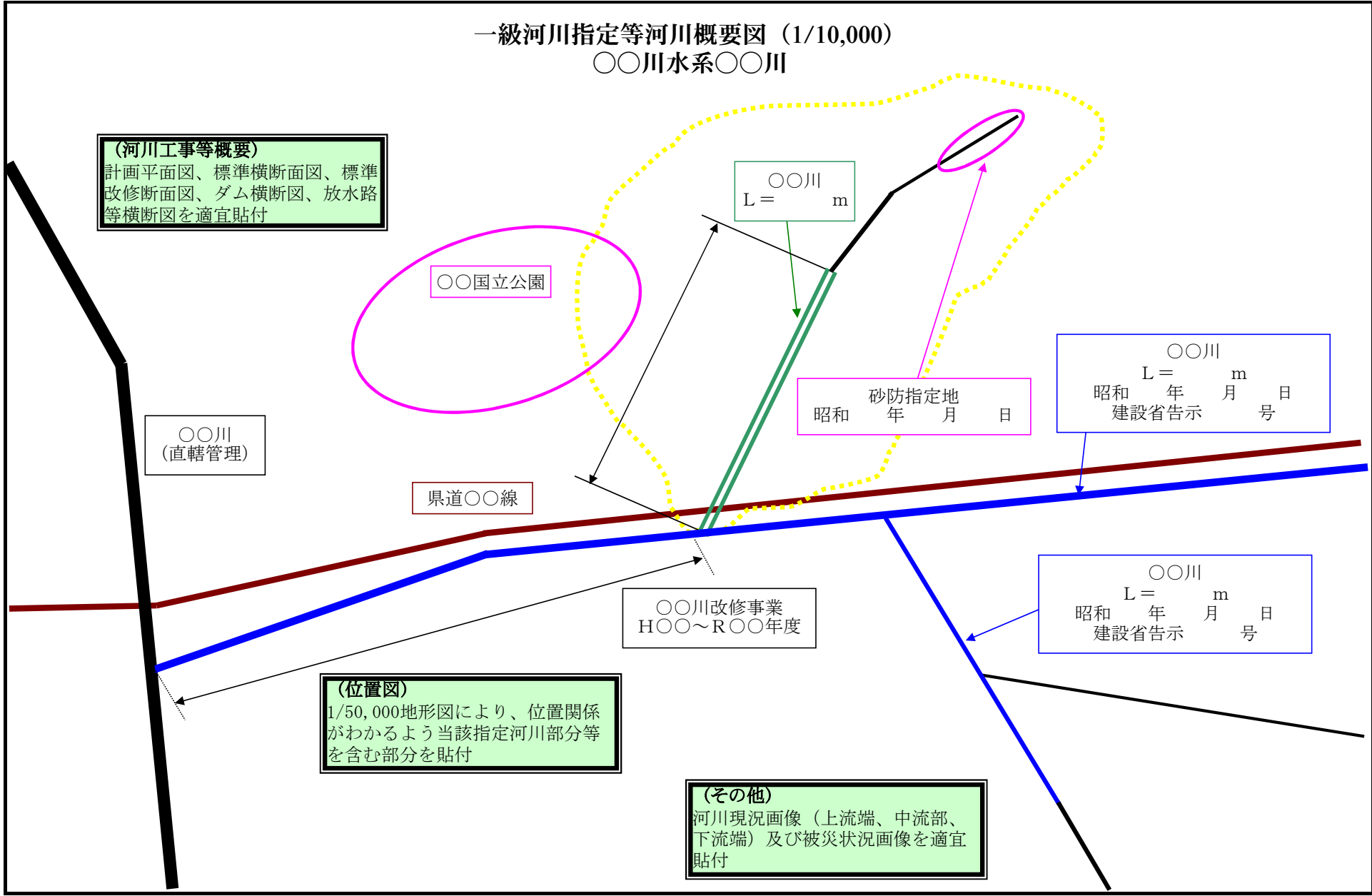
県道〇〇線

〇〇川改修事業
H〇〇～R〇〇年度

〇〇川
L = m
昭和 年 月 日
建設省告示 号

(位置図)
1/50,000地形図により、位置関係がわかるよう当該指定河川部分等を含む部分を貼付

(その他)
河川現況画像(上流端、中流部、下流端)及び被災状況画像を適宜貼付



別記様式 - 3

※併せて、登記簿謄本及び公図等の添付をお願いします

廃止川	変更		指定川	区分	
	新川	旧川		上流端	下流端
◇	△	△	○	区間	
◇	△	△	○		
川	川	川	川		
○○川からの分派点	右岸 同市□□町□□番地先 左岸 ○○市△△町○○番地先	右岸 同市□□町□番地先 左岸 ○○市△△町△△番地先	右岸 同町□□番地先 左岸 ○○県○○郡○○町△△番地先	上流端	
○○川への合流点	○○川への合流点	○○川への合流点	××川への合流点	下流端	

表 ○○川水系

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項の規定により、指定区間外の区間を指定し、又は変更し、若しくは廃止するので、同条第四項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第三条の規定に基づき公示する。
 令和 年 月 日
 国土交通大臣 ○○○○